

○桜井市子ども医療費助成条例施行規則

昭和48年10月20日

規則第28号

改正 昭和55年7月10日規則第19号

昭和58年1月25日規則第1号

昭和59年5月17日規則第12号

昭和60年3月27日規則第4号

昭和61年12月30日規則第31号

平成6年9月30日規則第23号

平成7年4月1日規則第16号

平成8年3月29日規則第7号

平成9年3月31日規則第7号

平成9年8月29日規則第17号

平成10年3月30日規則第13号

平成12年6月30日規則第23号

平成12年12月28日規則第36号

平成14年3月28日規則第13号

平成14年8月29日規則第29号

平成14年9月27日規則第31号

平成17年3月31日規則第18号

平成19年7月30日規則第20号

平成24年6月29日規則第17号

平成25年12月26日規則第29号

平成28年3月30日規則第6号

平成28年7月29日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井市子ども医療費助成条例（昭和48年10月桜井市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(社会保険の範囲)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(証明書の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、子ども医療費受給資格証交付申請書（第1号様式。以下「受給資格証交付申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の受給資格証交付申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

- (1) 子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証

- (2) 住所を明らかにする書類
- (3) **前年の所得**（1月から7月までの間に受けた医療にかかる医療費については、前々年の所得とする。）**を明らかにする書類**
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象者に該当することを確認するために市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する書類の添付又は提示について、公簿等によってその証明すべき事実を確認することができるときは、これを省略させることができる。

（証明書の交付）

第4条 受給資格証交付申請書を受理した市長は、申請者が条例第2条に定める要件に該当せず助成することが不相当と認めたときは、その理由を付し子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書（第2号様式）を交付するものとし、当該要件に該当し医療費を助成することが相当と認めたときは、条例第4条第1項の規定により医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証（第3号様式）を、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあつては子ども医療費受給資格証（第3号様式の2）を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する受給資格証交付申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、乳幼児医療費受給資格証又は子ども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付することができる。

3 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期限が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

（市長が定める助成金控除額）

第5条 条例第3条第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 乳幼児に係る外来療養である場合 500円
- (2) 就学児に係る外来療養である場合 1,000円
- (3) 14日未満の入院療養である場合 500円
- (4) 14日以上入院療養である場合 1,000円

（支給方法）

第6条 条例第3条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、子ども医療費助成金交付請求書（第4号様式）又は子ども医療費助成金支給申請書（第1号様式。次項においてこれらを「請求書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

（受給資格証の再交付）

第7条 対象者は、受給資格証を破り、若しくはよごし、又は失ったときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（第5号様式）により市長に再交付を申請することができる。この場合において、破損した受給資格証を申請書に添えなければならない。

2 対象者は、前項の届出をした後、失った受給資格証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

（届出）

第8条 条例第6条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、子ども医療費助成資格（変更・喪失）届（第6号様式）に受給資格

証を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 対象者又は子どもが住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 子どもの医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更が生じたとき。
- (3) 対象者が条例第2条に規定する者に該当しなくなったとき、又は子どもが死亡したとき。

(受給者台帳の整備)

第9条 市長は、対象者について子ども医療費受給者台帳（第7号様式）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月10日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月25日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式及び第10号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和59年5月17日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている乳児医療費受給者台帳は、この規則による改正後の桜井市乳児医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定により作成された乳児医療費受給者台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の桜井市乳児医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年12月30日規則第31号）

- 1 この規則は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の桜井市乳児医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の桜井市乳児医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された乳児医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている乳児医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年9月30日規則第23号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(第1条の規定の施行に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の桜井市乳児医療費助成条例施行規則の規定により交付されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の桜井市乳児医療費助成条例施行規則の規定により交付された乳児医療証及び乳児医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の桜井市乳児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成7年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の桜井市乳児医療費助成条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき作成されている受給者証交付申請書は、この規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により作成された受給者証交付申請書とみなす。
 - 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の用紙で残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき作成されている医療費受給資格証交付申請書は、この規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づき作成された医療費受給資格証交付申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則により作成されている乳幼児医療証及び乳幼児受給資格証の用紙で残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年8月29日規則第17号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

（第1条の規定の施行に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下次項及び第4項において「改正前の規則」という。）の規定により交付されている幼児医療証は、当該幼児医療証の有効期限が満了するまでの間は、この規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下次項において「改正後の規則」という。）の規定により交付された幼児医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている乳幼児医療費助成金交付請求書及び幼児医療費助成金交付請求書（以下この項及び次項において「交付請求書」という。）は、改正後の規則の規定

により作成された交付請求書とみなす。

- 4 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成された幼児医療証及び交付請求書の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年3月30日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年6月30日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている幼児医療証は、当該幼児医療証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により交付された幼児医療証とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている幼児医療証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成12年12月28日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、

必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年3月28日規則第13号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
（第2条の規定に関する経過措置）
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年8月29日規則第29号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年9月1日から施行する。
（第2条に関する経過措置）
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、この規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用することができる。

附 則（平成14年9月27日規則第31号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
（第2条の規定に関する経過措置）
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、この規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条

例施行規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第18号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

（第1条に関する経過措置）

2 この規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成された乳幼児医療費助成金交付請求書の用紙で残存するものは、この規則による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則（平成19年7月30日規則第20号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の桜井市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の桜井市乳幼児・小児医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整を加え使用することができる。

(桜井市行政組織規則の一部改正)

- 3 桜井市行政組織規則（昭和44年6月桜井市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年12月26日規則第29号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第6号）抄

（施行期日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月29日規則第23号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第3条・第6条関係)

子ども医療費受給資格証交付申請書
子ども医療費助成金支給申請書

※	台帳	所得	電算	払出

① 対 象 者	ふりがな		受給者番号	
	氏 名		住 所	桜井市
	生年月日			
② 扶 養 義 務 者	氏 名		住 所	
	対象者との続柄			
③ 加 入 医 療 保 険	被保険者氏名		対 象 者 と の 続 柄	住 所
	保 険 種 別		被保険者証 の記号・番号	
	保 険 者 番 号			保 険 者 名 称
※審査	認 定	年 月 日	本 則 ・ 特 例	却 下
④ 上記のとおり子ども医療費受給資格証の交付及び、子ども医療費助成金の支給を申請します。 尚、申請に伴い以下のことに同意します。 ・ ・ ・ ・ 年 月 日 申請者住所 桜井市 桜井市長 様 氏 名 電 話 番 号 局 番				
⑤ 振込先 <input type="checkbox"/> 変更有り <input type="checkbox"/> 変更無し	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	店 番
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
	口 座 名 義	フリガナ 名 義		
⑥ (委任状) 私は 年 月 日 申請者住所 桜井市 申請者の住所・氏名 を代理人と定め、次の権限を委任する。 日請求した助成金の受領に関すること。 代理人の住所・氏名				

第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

桜井市長



子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった子ども医療費受給資格証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から3月以内に桜井市長に対し審査請求をすることができます。

また、決定に対する処分取り消しの訴えは、この処分の通知を受け取った日の翌日から6か月以内に桜井市を被告として(訴訟において桜井市を代表する者は、桜井市長となります。)提起することができます。ただし審査請求をした後に処分取り消しの訴えをする場合は、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内が出訴期間となります。

第3号様式(第4条関係)
(表面)

乳幼		乳幼児医療費受給資格証			
公費負担者番号					
受給者番号					
受 給 者	居住地				
	氏名				
	生年月日				
有効期間			年 月 日 から		
			年 月 日 まで		
発行機関名及び					
交付年月日			年 月 日		
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市へ直接申請してください。					

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1 この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。</p> <p>2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証(被保険者証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。</p> <p>3 福祉医療費資金貸付制度利用者は、資金貸付資格認定書を必ず本受給資格証に添えて窓口へ提出してください。</p> <p>4 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。</p> <p>5 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。</p> <p>6 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。</p> <p>7 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。</p> <p>有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長に返してください。</p>	

第3号様式の2(第4条関係)

(表面)

子		子ども医療費受給資格証					
公費負担者番号							
受給者番号							
受 給 者	居住地						
	氏名						
	生年月日						
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
発行機関 名及び印							
交付年月日		年 月 日					
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市へ直接申請してください。							

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証(被保険者証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 福祉医療費資金貸付制度利用者は、資金貸付資格認定書を必ず本受給資格証に添えて窓口へ提出してください。
- 4 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 5 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 6 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長に返してください。

第4号様式（第6条関係）

子ども医療費助成金交付請求書										
								年 月 日		
桜井市長 様										
(注) ※欄は、記入しないでください。										
※金	円	申請者	住所 氏名 電話番号						印	
ただし、 年 月分子ども医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。										
受給資格証 受給者番号				受給者氏名						
				年 月 日生						
加入医療保険 名称				加入医療保険 記号番号						
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んで下さい。										
振込 口座	銀行 信用金庫 農協	本店 支店	普通 当座	番号					フリガナ 名 義	
※医療状況書 年 月分 該当制度 ()										
医療 機関 等 記 入 欄	入	入院日数： 日 (年 月 日～ 年 月 日)								
		総点数	A	自己負担額	B	一部負担金	C			
		点		円		円	円			
	外	通院日数： 日								
	総点数	A	自己負担額	B	一部負担金	C				
	点		円		円	円				
	上記のとおり診療し、自己負担額を徴収しました。									
	所在地 医療機関等 名称 氏名									印
確認欄	保険の自己負担割合 (2割・3割)				附加給付の有無 ()					
	高額療養費の有無 (限度額 円)				所得区分 (上位・一般・低Ⅰ・低Ⅱ)					
	他制度の有無 ()									
※ 自己負担額 (円) - 附加給付額 (円) - 一部負担金相当額 (円) = 支給額 円										
※ 交付年月日 年 月 日 ※ 台帳整理										

第5号様式(第7条関係)

子ども医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

桜井市長 様

申請者 住所

氏名



下記のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受 給 者	受 給 者 番 号		
	氏 名		
	住 所		
申 請 理 由			
※ 再 交 付 年 月 日		年 月 日	※ 台 帳 整 理

- (注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返還してください。
3 ※欄は記入しないでください。

第6号様式（第8条関係）

子ども医療費助成資格（変更・喪失）届

年 月 日

桜井市長 様

住 所 _____

届出者 氏 名 _____ ㊞

連絡先 _____

下記のとおり変更・喪失しましたので、届けます。

受給者番号			
	変 更 ・ 喪 失	変 更 前	事 由
氏 名	男・女		変更 ・氏名変更 ・転居 ・医療保険加入状況の変更
生年月日	年 月 日		
住 所			
医療保険の 加入状況	(被保険者氏名)		・その他 喪失 ・死亡 ・転出 ・生活保護 ・その他
	(被保険者住所)		
	(被保険者証の記号・番号)		
	(受給者との続柄)		
	(保険者の名称)		事由発生年月日
	(保険者番号)		台帳 見出 電算
	(保険者の所在地)		

第7号様式(第9条関係)

子 ども 医療費受給者台帳

受給者番号					世帯番号			
(ふりがな)			生年月日	住				
受給者名				所				
医療 保 険	被保険者名 又は (組合員名)			続 柄	備考			
	住 所							
	保 険 種 別	記 号 番 号						
	保 険 者 名			保 険 者 番 号				
	所 在 地							
	附 加 給 付 の 有 無							
扶 養 義 務 者 名		男 ・ 女	大・昭・平 年 月 日 生	住 所				

年度	年 度		年 度		年 度		年 度	
判 定	可	不可	可	不可	可	不可	可	不可
申 請	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者
交 付 日	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者
有 効 期 間	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕
年度	年 度		年 度		年 度		年 度	
判 定	可	不可	可	不可	可	不可	可	不可
申 請	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	有・無	1 所得超 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者
交 付 日	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者	・ ・	2 無申告 イ 本人 ロ 配偶者 ハ 扶養義務者
有 効 期 間	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕	・ ・ ） ・ ・	3 その他 〔 〕

第1号様式（第3条・第6条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

第3号様式の2（第4条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第9条関係）